平成２３年（ヒ）第２号
岐阜県高山市本町２丁目48番地
清算株式会社　株式会社花水木
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所高山支部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第３号
静岡県静岡市葵区産女1022番地
再生債務者　株式会社シノハラ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年７月８日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２３年（再）第２号
長野県茅野市北山5513番地
再生債務者　株式会社横谷温泉旅館
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　長野県岡谷市本町２丁目６番47号　信州しらかば法律事務所　弁護士　相馬　弘昭
平成23年７月11日　長野地方裁判所諏訪支部

再生手続開始

平成２３年（再）第４９号
東京都渋谷区渋谷１丁目３番９号　東海堂渋谷ビル
再生債務者　株式会社アイ・ピー・ジー・アイ
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年９月12日から平成23年９月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１２８号
東京都杉並区堀ノ内１丁目８番25号
再生債務者　親和交通株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年８月30日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年８月22日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年８月16日
平成23年７月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２２年（再）第１２２号
東京都江東区東砂５丁目９番13号
再生債務者　諸伏　惠一
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年７月８日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第３号
静岡県静岡市葵区産女1022番地
再生債務者　株式会社シノハラ
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区霞が関３丁目２番５号　霞が関ビル４階　隼あすか法律事務所　弁護士　高松　　薫
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年７月８日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２７号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字午新田下筬５番地１　レオパレスＷＩＮ104号
再生債務者　髙橋　申幸
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月８日から平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（再イ）第５９号
埼玉県川越市大字笠幡76番地13
再生債務者　堅木　賢次
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月11日から平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第６３号
埼玉県所沢市和ケ原３丁目299番地　エステート和ケ原Ａ―203
再生債務者　海保　達成
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月11日から平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第７６号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井875番地34
再生債務者　鈴木　和之
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月11日から平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第８１号
埼玉県坂戸市大字片柳719番地12
再生債務者　横山　優子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月11日から平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第８７号
埼玉県所沢市西所沢２丁目３番20―207号
再生債務者　竹下　康彦
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月11日から平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第１７９号
名古屋市守山区喜多山２丁目31番15号　コーポ梅本１Ｃ
再生債務者　山本　　修
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月５日から平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１３号
北海道苫小牧市拓勇東町６丁目11番地の２
再生債務者　大川向舞子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月15日から平成23年８月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（再イ）第５１号
埼玉県川越市南大塚1508、住民票上の住所埼玉県川越市大字藤間859
再生債務者　土居　光子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月15日から平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部